平成２６年（フ）第７３４号
神戸市垂水区南多聞台７丁目45番303号、従前の住所神戸市垂水区南多聞台３丁目８番18―303号
債務者　坂本　玲和（旧姓妙中）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５１号
神戸市北区藤原台南町４丁目23番５号
債務者　荒川　昌恵
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７２号
神戸市須磨区横尾５丁目４番地の１　428号
債務者　石井美代子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０３号
神戸市兵庫区西出町１丁目11番10号　杉原ハイツ１階
債務者　杉谷かおり
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５２号
神戸市長田区大丸町１丁目１番18号
債務者　森下記久子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６３号
神戸市長田区宮川町４丁目８番地の１　102号
債務者　石原たみ子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６６号
神戸市北区中里町２丁目２番地の１　411号
債務者　惠濃　優治
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３０号
埼玉県深谷市長在家107番地４　フェニックスⅡ号棟、旧住所埼玉県深谷市東大沼86番地１
債務者　塩原　康義
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３３３号
埼玉県深谷市上野台3439番地１
債務者　始澤　正美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３３４号
埼玉県深谷市上柴町西６丁目５番地22　メゾンＫ・２－Ｃ号
債務者　野間　利昭
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市正法寺425番地の３　ハイツアプローチⅡ―11号室
債務者　西村　　晃
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
島根県雲南市大東町下阿用530番地２
債務者　松浦　一政
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３４号
島根県雲南市三刀屋町里坊336番地
債務者　鳥屋尾厚子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５号
松江市玉湯町玉造98番地３　コーポ公園101号
債務者　中田　富啓
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４０号
松江市古志原１丁目14番32号　コーポ門脇Ｃ―12
債務者　赤木　重昌
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
青森県五所川原市大字広田字榊森43番地23
債務者　葛西　則雄
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
青森県平川市高畑熊沢89番地２
債務者　赤平　　皇
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部